

右及甲一通一報候也

願書

第一條 急病又ハ急用ノ為欠勤届ノ届レタル場合ニハ

寛大ナル處置ヲトラレタキコト

第二條 眞偽又ハ疾病ノタメ休業セル時生活ノ安寧ヲ

欠リカ如キコト一時間ハ會社ニ於テ補助ヲ十

サレタキコト

第三條 従来ノ公休日ハ三月ニ渉ル時ハ果効ノ多ク今

后ハ引續キ休業スル又二月ノ公休ハ有効トナ

レタキコト

第四條 不可控シノ多ク辨候全ク出ス場合ハ十條以下

ノ時ハ賠償ニ於テ年額ニ若シテ十條以上ノ場合

ハ會社ニ於テ負担スルコト